

複写サービスに関する契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、複写サービスについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に別表1に掲げるモノクロ複合機（以下「複合機」という。）により複写サービスを提供し、甲はこれを受けるものとする。

2 乙は、甲が複合機を使用するに当たり、適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働するように保守を行うものとする。

（契約期間）

第2条 当該契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、契約期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

（複写サービス料）

第3条 複写サービス料（消費税及び地方消費税額を除く。以下「複写料」という。）は、各月ごとにその月の複写枚数（以下「月間複写枚数」という。）に応じて、別表2により計算した額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 乙が複合機の点検と調整のためにした複写及び乙の責めに帰すべき原因による不良複写に係る複写枚数は、月間複写枚数から除くものとする。

（納入に係る費用）

第4条 複合機の納入に必要な運送費及び組立配線費は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）
（契約保証金）
第5条 契約保証金は、免除する。

(複写料等の請求及び支払)

第6条 乙は、毎月末日において甲の確認を受けて月間複写枚数を算出し、複写料並びに消費税及び地方消費税額（円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。以下「複写料等」という。）を記載した請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に複写料等を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に複写料等の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(複合機の保守)

第7条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術職員を別表1に定める設置場所（以下「設置場所」という。）に派遣して、点検及び調整を行うものとする。

2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は、直ちに技術社員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 前項の修理は、乙の営業時間内に行うものとする。ただし、甲にやむを得ない事情がある場合にあっては、この限りでない。

4 前項ただし書きにより乙が営業時間外に作業を実施した場合は、乙は、その作業に要した費用を甲に請求することができるものとする。

5 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用するために必要な消耗品（乙の指定する販売消耗品を除く。以下「消耗品」という。）の交換を行わなければならない。

(複合機の所有権等)

第8条 複合機の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意をもって複合機を管理するものとする。

2 甲は、複合機が乙の所有であることを示す表示等をき損するなど複合機の現状を変更するような行為及び消耗品を他に流用する行為をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(設置場所の変更)

第10条 甲は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合において、複合機の移動は、乙が実施するものとする。

(複合機の移動に要する費用)

第11条 乙は、甲の都合により複合機を設置場所から移転する必要がある場合は、当該移転に要する費用を甲に請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙又は乙の指示に基づいて複合機の納入、保守等の業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (3) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

- 3 甲は、この契約を前2項以外の理由により解除する必要があるときには、乙に対して2箇月前までに通知するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(消耗品の返還)

第15条 甲は、契約期間の満了又は前条の規定による解除によりこの契約が終了したときは、消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

(保険)

第16条 乙は、自己の費用で複合機を動産総合保険に付するものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、甲が故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合は、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(協議等)

第18条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

○年○月○日

甲 宮 崎 県

日向土木事務所所長 和田 安生 

乙 ○○市○○町○○番地

○○○

代表者 職 氏 名 

別表 1
複合機の機種及び設置場所

機種・型式	設置数	設置場所
	1 台	宮崎県日向市中町 2 - 1 4 宮崎県日向土木事務所

別表 2
複写サービス料金

月間基本複写サービス料金	月間基本複写サービス数量	月間複写サービス料金	
		1 コピーにつき	単価
円	枚	月間基本複写サービス数量 枚 を超える部分	1 枚当たり 円

- 1 月間複写サービス数量は、別表 1 記載の機械メーターにより算出された月間複写枚数より契約書第 3 条第 2 項の規定により点検及び不良複写に係る複写枚数を除いた数量とする。
- 2 月間複写枚数量が、月間基本複写サービス数量に満たない場合は、月間基本複写サービス料金を複写サービス料金とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあること

を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。